
第1

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり 推進条例

第2

栃木県歯科保健基本計画

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成22年12月21日公布・平成23年4月1日施行

目的

- ①歯・口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定める
- ②歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する



県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与

基本理念

- ①県民自らが歯及び口腔の健康づくりのために努力する
- ②すべての県民がライフステージなどに応じた良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられるような環境を整備するよう努める

県民の責務 (第5条)

- 歯及び口腔の健康づくりについて関心と理解を深める
- ライフステージに応じた定期検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導を受けることで、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努める

歯科医師等の責務 (第6条)

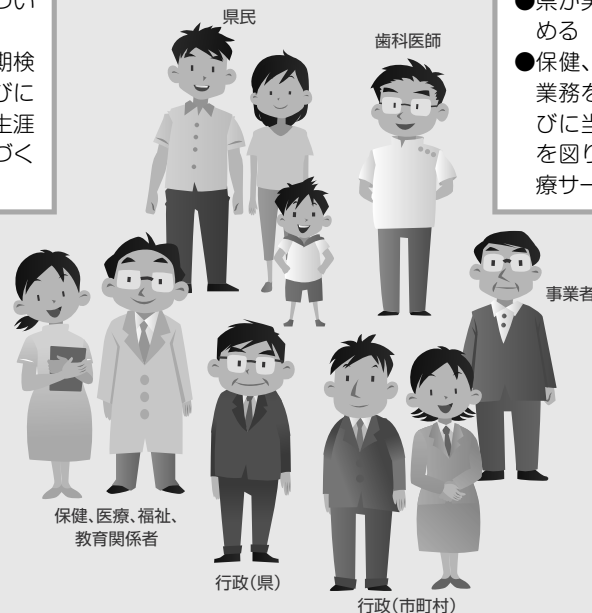
- 県が実施する施策に協力するよう努める
- 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努める

保健、医療、福祉、教育関係者等の役割 (第7条)

- 基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するよう努める

事業者の役割 (第8条)

- 従業員の歯科検診を受ける機会の確保に努める
- 従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組支援に努める



県の責務

- 施策の総合的な策定及び実施 (第3条)
- 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行う (第3条)
- 財政上の措置等を講ずるよう努める (第9条)
- 議会への年次報告 (第10条)
- 歯科保健基本計画の策定 (第11条)
- 調査研究及び情報収集・整理・分析・提供に努める (第12条)
- 学校、家庭、地域、職域等の場において学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備等必要な措置を講ずる (第13条)
- 県民が歯科検診を受けることが促進されるよう必要な措置を講じる (第13条)
- 歯科保健に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努め、当該業務に従事する者に対する資質の向上を図るための措置を講ずる (第14条)
- 要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保、環境整備、その他の措置を講ずる

市町村との連携等 (第4条)

県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

栃木県歯科保健基本計画

計画策定の趣旨

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念等を定めた「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（以下、「条例」という。）」が平成22年12月に制定されました。

本計画は、条例の基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の性格と役割

この計画は、条例第11条に基づく歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本計画です。

また、この計画は、健康増進法に基づく栃木県の健康増進計画「とちぎ健康21プラン」の部門計画として位置づけられるとともに、以下の計画と整合を図っています。

- ・医療法に基づく「栃木県保健医療計画（6期計画）」
- ・老人福祉法及び介護保険法に基づく栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（五期計画）」
- ・障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく栃木県障害者計画・栃木県障害福祉計画（第3期計画）を一体とした「新とちぎ障害者プラン21」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく栃木県次世代育成支援対策行動計画(後期)「とちぎ子育て支援プラン」
- ・食育基本法に基づく都道府県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン（第二期）」

計画期間

平成24年度を初年度とし、平成29年度までの6か年を計画期間とします。

歯及び口腔の健康づくりの意義

歯及び口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであり、

- ・全身の健康の保持増進をもたらす
- ・「話す」「食べる」などといった口腔のあらゆる働きを健全に維持する
- ・脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他生活習慣病の予防に役立つ
- ・生活の質（QOL）の向上につながる

という意義を有しています。

そしてこれらの意義をかんがみ、本計画の理念を以下のとおり定めることとします。

栃木県歯科保健基本計画の理念

- ◆8020（ハチマルニイマル）の達成に努める
- ◆歯と口腔の健康を通じた全身の健康づくりに努める
- ◆生涯にわたる生活の質の向上を目指す

歯及び口腔の健康づくりのための施策

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

《取組の方向》

生涯にわたる歯や口腔の健康づくりを進めることで、8020の達成や生活習慣病の予防に努め県民の健康づくりを推進します。

現状と課題

◆12歳児の永久歯の一人平均むし歯数は減少傾向にありますが、全国平均より悪い状況です。

◆60歳で24歯以上および80歳で20歯以上自分の歯を残す人及びの割合は増加しています。

◆「噛むこと」の奨励など、食育推進の面からも歯科保健の取組が求められています。

◆がんや神経疾患などの治療や療養生活において、口腔ケアや口腔機能向上が重要視されてきており、歯科の関わりが期待されています。

60歳で24本、80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合
(健康増進課「H21県民健康・栄養調査」)

達成目標	60歳(55-64歳)で 24本以上が 50%以上		80歳(75-84歳)で 20本以上が 20%以上	
	H15	H21	H15	H21
年度	H15	H21	H15	H21
男性	40.0	50.6	22.2	28.1
女性	44.1	54.7	15.5	20.9

《県の取組》

- ①家族に対する啓発やフッ化物応用等の効果的なむし歯予防法のマニュアルの普及などにより、乳幼児・児童・生徒のむし歯予防の普及を支援します。
- ②噛ミング30運動等の適切な食べ方についての知識を普及することにより、子どもの歯や口腔の機能の発達を促す食習慣づくり、成人の生活習慣病予防、高齢者の誤嚥・窒息事故の予防に努めます。
- ③歯科診療が子どもの虐待の発見や通報につながるため、虐待とむし歯などの歯科疾患との関わりを関係者に啓発します。
- ④学校生活の中で歯や口腔の健康づくりに取り組む機会を増やすこと、学校保健関係者の資質向上や取組に対する技術的支援を図ることにより、児童・生徒のむし歯予防の普及を支援します。
- ⑤日常生活やスポーツで安全管理に関わる者を対象として、歯や口腔のけがの予防や応急処置の方法の普及に努めます。
- ⑥歯周病や口腔がんの予防など歯や口腔の健康づくりの観点からも喫煙対策を進めます。
- ⑦産業保健との連携などにより、歯周病についての啓発の機会の拡大を図り、青年期以降の歯周病予防に努めます。
- ⑧高齢者をはじめ、広く県民に対し、口腔ケアや健口体操などの口腔機能の向上を図るための普及啓発を行い、高齢者の介護予防を支援します。
- ⑨糖尿病・脳卒中・心筋梗塞などの生活習慣病や誤嚥性肺炎の発症や進行と歯や口腔の健康との関わりについて広く普及します。
- ⑩がんや神経疾患などの療養生活では、噛むことや飲み込むことなど食事摂取の機能の維持、疾病や治療に伴う口腔内合併症の予防や治療が療養の質に関わってくるため、歯科診療・保健指導でも療養生活を支える取組を支援します。



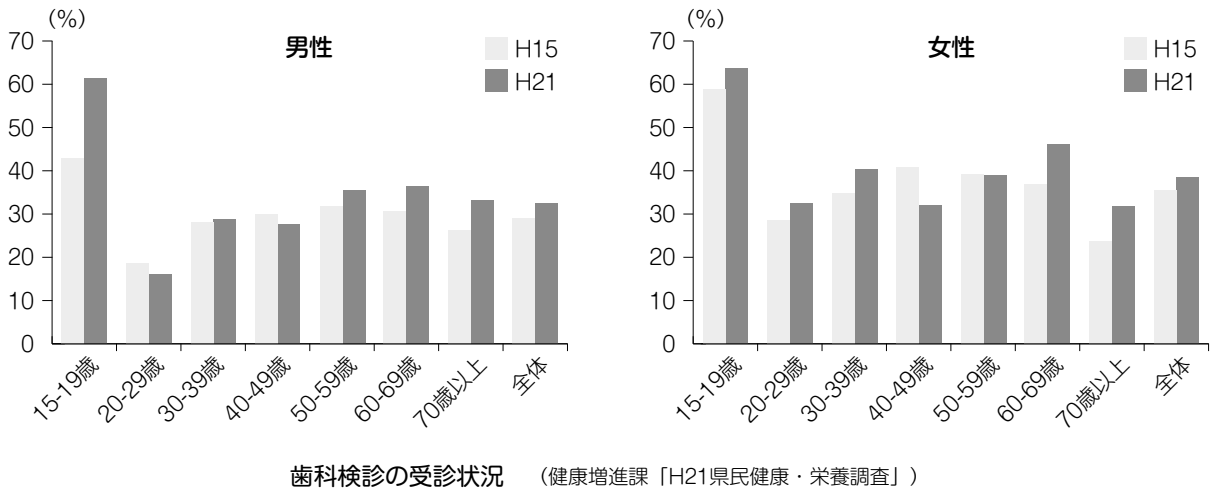
2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

《取組の方向》

生涯にわたる歯や口腔の健康づくりのための知識・技術の普及、検診の推進に努めます。

現状と課題

- ◆乳幼児、児童、生徒のむし歯有病率は減少していますが、地域によって一人平均むし歯数に差があります。
- ◆地域によって市町村、学校、介護・福祉施設における歯科保健の取組状況が異なります。
- ◆歯周病に罹りやすくなるとされる20代から40代では、歯科検診の機会が少なく受診も少ない等の課題があります。
- ◆歯及び口腔の健康が、生涯にわたる健康の保持増進に欠くことのできないものであるという条例の理念を広く普及していく必要があります。



《県の取組》

- ①妊婦の歯科検診や健康教育などを推奨することで、妊婦の健康づくりや胎児期からの歯の健康づくりに努めます。
- ②乳幼児・児童・生徒に対して行われている歯科健診の機会を活用するなどして、歯や口腔の健康づくりの重要性についての普及啓発を図ります。
- ③歯科保健の視点も加えた食育活動の取組を支援します。
- ④事業所や大学等が従業員や学生に行う歯や口腔の健康づくりの啓発の取組を支援します。
- ⑤壮年期以降の歯科検診や健康教育を推奨すること、かかりつけ歯科医の必要性について普及することなどで歯や口腔の健康づくりの推進に努めます。
- ⑥「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」による歯科健診や保健指導を取り入れることで、壮年期以降の歯科健診の受診の機会を増やす取組を支援します。



3 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

《取組の方向》

障害児者・要介護者が住み慣れた地域で必要な歯科検診・治療・保健指導、口腔ケアが受けられるよう取り組みます。

現状と課題

- ◆障害児者・要介護者にとって歯科検診・治療・保健指導、口腔ケアは重要であり、必要な検診等の機会を確保することが求められています。
- ◆とちぎ歯の健康センター事業として福祉施設巡回歯科健診を行っており、この機会を活用するなどした歯科検診と歯科保健指導の実施が求められています。
- ◆介護・福祉施設関係者などが口腔ケアの技術を身につけることなどにより、日常的に口腔ケアや口腔機能向上に取り組むことが求められています。
- ◆入所型の介護・福祉施設では、口腔ケアや口腔機能向上、歯みがき指導等に積極的に取り組みたいとしており、歯科専門職の積極的な関与が求められています。
- ◆在宅医療の推進に伴い、障害児者・要介護者に対する訪問歯科診療・訪問保健指導の普及が求められています。
- ◆障害児者・要介護者が、身近な歯科診療所で安心して歯科診療・保健指導を受けられる環境づくりが求められています。

施設区分	施設数	取組んでいる施設	(複数回答)				取組まない施設
			舌や粘膜など歯以外の口腔内の清潔を保つ取り組みを取り入れている	義歯の手入れを行っている	「健口体操」など口腔機能維持向上のための取り組みを取り入れている	歯科医師や歯科衛生士による指導や実践を取り入れている	
介護施設	175	172 (98%)	131 (75%)	163 (93%)	110 (63%)	70 (40%)	3 (2%)
身体障害者施設	10	9 (90%)	6 (60%)	6 (60%)	5 (50%)	3 (30%)	1 (10%)
知的障害者施設	35	28 (80%)	12 (34%)	24 (69%)	3 (9%)	17 (49%)	7 (20%)
合計	220	209 (95%)	149 (68%)	193 (88%)	118 (54%)	90 (41%)	11 (5%)

入所型の介護・福祉施設における口腔ケアや口腔機能向上の取組状況
(健康増進課「H23栃木県要介護高齢者・障害児者の歯科保健医療に関する実態調査」)

《県の取組》

- ①介護・福祉施設関係者に対し、歯科検診・保健指導、口腔ケアの重要性やセルフケアの技術の啓発を進めます。
- ②歯科専門職に対し、介護・福祉分野への理解や対応の技術の啓発を進めます。
- ③歯科専門職と介護・福祉関係者の連携の取組を支援することにより、プロフェッショナルケアの導入を促進します。
- ④とちぎ歯の健康センター診療所による障害児者の歯科検診・治療・保健指導を進めるとともに、検診後も継続的に治療や保健指導を実施していくための地域の関係機関との連携体制の構築に努めます。
- ⑤訪問歯科診療等の普及や障害者歯科医療システムの充実を図ることにより、地域における歯科検診・治療・保健指導を推進します。
- ⑥障害児者・要介護者が、身近な歯科診療所で安心して歯科診療・保健指導を受けられるための啓発を進めます。



4 歯科保健医療提供体制の整備

《取組の方向》

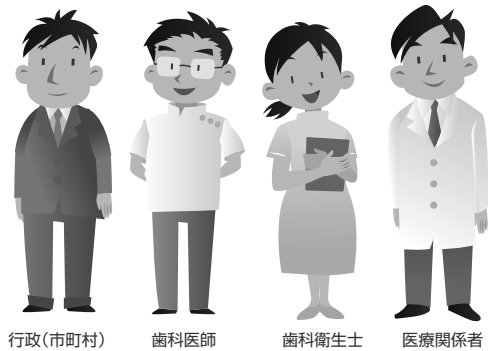
保健・医療・福祉・教育等様々な分野の関係者の資質向上や連携に取り組み、歯や口腔の健康づくりに繋がります。

現状と課題

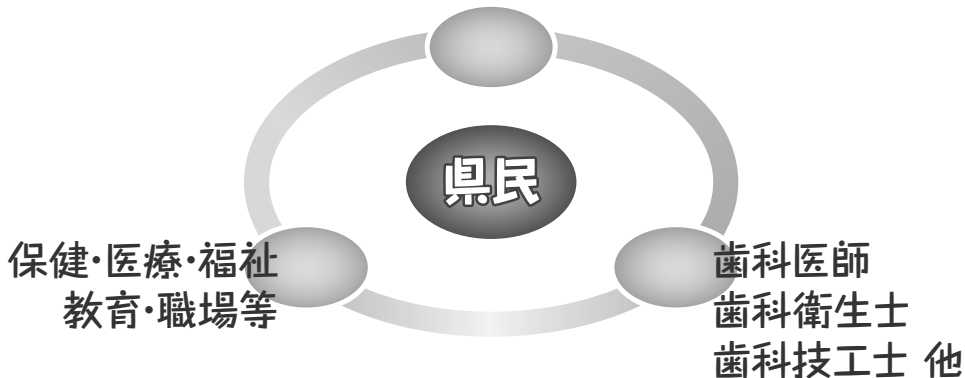
- ◆市町村において住民の健康づくりの施策に歯や口腔の健康づくりを取り入れることは重要であり、また歯科保健に関する条例や独自の計画策定の動向もあることから、市町村の歯科保健推進のための総合的な取組への支援が求められています。
- ◆歯や口腔の健康づくりが関係する分野は、保健・医療・福祉をはじめとして教育など様々な分野に広がっており、各分野の関係者が資質向上に努めることが求められています。
- ◆保健・医療・福祉サービスの適切な提供のために歯科保健医療分野が果たす役割は大きくなっており、地域における関係者の連携が求められています。

《県の取組》

- ①歯科保健推進のため、全県的な拠点としてのとちぎ歯の健康センター、地域の拠点としての健康福祉センターを中心に、歯科保健医療提供体制の整備に努めます。
- ②とちぎ歯の健康センターにおいて、歯や口腔の健康づくりの重要性やセルフケアのスキルを高めるための啓発および啓発資料の開発に取り組みます。
- ③とちぎ歯の健康センターなどにおいて、保健・医療・福祉・教育など様々な分野の関係者に対して研修を行うなど、歯や口腔の健康づくりの関係者の資質向上に取り組みます。
- ④健康福祉センターなどにおいて、歯や口腔の健康づくりの関係者の連携のための取組を支援します。
- ⑤健康福祉センターなどにおいて、市町村の健康増進計画や歯科保健計画の策定・評価、推進のための取組を支援します。
- ⑥糖尿病・脳卒中など生活習慣病の療養、口腔がんの適切な診断と治療、在宅医療などにおける医科歯科連携の取組を支援します。



行政(県・市町)



栃木県歯科保健基本計画の目標値

	目標項目	直近値	目標値
歯や口腔と関係する病気等の予防の推進	①むし歯のない幼児の増加	79.5% (H24)	80.0%
	②12歳児の永久歯の1人平均むし歯数の減少	1.5歯 (H24)	1.0歯以下
	③40歳の進行した歯周炎の減少	22.5% (H21)	17.9%以下
	④60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	52.7% (H21)	60.0%以上
	⑤80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	23.9% (H21)	35.0%以上
歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及	⑥歯科健診を受診する人の割合の増加	34.1% (H21)	50%以上
	⑦事業所による従業員の歯科保健の推進などモデル的な取組事例を有する地域の増加	3/5 保健医療圏 (H24)	全ての 保健医療圏
障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保	⑧訪問歯科診療、訪問歯科保健指導に取り組む歯科診療所の増加	180箇所 (H23)	200箇所 以上
	⑨口腔ケアに取り組む介護・福祉施設(入所型)の割合の増加	95% (H23)	100%
歯科保健医療提供体制の整備	⑩歯や口腔の健康づくりに取り組むための計画がある市町村	25/26 市町村 (H24)	全ての 市町村
	⑪歯科専門職が参画する保健・医療・福祉関係の連携の組織がある保健医療圏	5/5 保健医療圏 (H24)	全ての 保健医療圏